

神奈川県告示第 24 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成 29 年 1 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

厚木市

2 事業の種類

(仮称)厚木市立金田老人憩の家・児童館複合施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

厚木市金田字前河内地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、厚木市金田字前河内地内を起業地とする(仮称)厚木市立金田老人憩の家・児童館複合施設建設事業(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち老人憩の家の建設は、厚木市が老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するために行う事業であり、法第 3 条第 32 号の地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、児童館は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 40 条に規定する児童厚生施設であり、同施設を経営する事業は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる第二種社会福祉事業であることから、児童館の建設は、法第 3 条第 23 号の社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第 3

期実施計画の中に位置付け、また、事業遂行に必要な財源措置を講じていることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、厚木市金田字前河内地内に用地を取得し、(仮称)厚木市立金田老人憩の家・児童館複合施設を整備するものである。

厚木市は、厚木市地域防災計画の中で、災害が発生し又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的(短期間)に避難する施設又は場所として、学校、公民館、老人憩の家及び児童館等を指定緊急避難場所として指定しているが、厚木市金田(以下「金田地区」という。)の南側においては、住宅地であるにもかかわらず指定緊急避難場所がなく、市民の安心・安全を確保する上で重大な支障が生じている。したがって、金田地区の南側に、指定緊急避難場所として指定できる施設を早期に整備することが喫緊の課題となっている。

併せて、金田地区の南側においては、老人憩の家及び児童館の設置の必要性が高まっている。

まず、老人憩の家については、金田地区には、金田老人憩の家が設置されているが、その位置が金田地区の北西に偏っており、その上、国道が金田地区中央部を分断しているため、金田老人憩の家は、金田地区の南側に居住する高齢者が利用しにくい状況にある。なお、金田地区の西隣の妻田地区にある妻田東老人憩の家の利用者数は、市内老人憩の家の平均利用者数を大幅に上回っている。

次に、児童館については、金田地区の児童が通う依知南小学校通学区においては、中依知児童館 1 館が設置され、その対象児童数は 2,213 人(平成 28 年 4 月 1 日現在)と、市内児童館の平均対象児童数 1,037 人(平成 28 年 4 月 1 日現在)と比較すると、約 2 倍の開きがあり、不均衡が生じている。その結果、児童に対し児童館の事業に参加する機会や安全で健全な遊び場を提供することに支障が生じている。

上記の課題に対応する本件事業を実施し、老人憩の家・児童館複合施設を設置することによって、厚木市地域防災計画における指定緊急避難場所の空白地域が解消することが認められ、市民の安心・安全が確保されることが見込まれる。併せて、金田地区における老人憩の家の偏在性が解消することが認められ、「老人の教養の向上と心身の健康増進を図

るほか、地域住民の相互交流を促進する」ことを目的とする老人憩の家の機能強化が見込まれる。また、依知南小学校通学区域における児童館の不均衡状態が解消することが認められ、「児童の健康を増進し、情操を豊かにする」ことを目的とする児童館の機能強化が見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び神奈川県環境影響評価条例（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号）に基づく対象事業ではないが、現状として起業地が公園及び駐車場として利用されているところ、本件事業の実施によって、老人憩の家・児童館複合施設が建設されたとしても、平家建てという建物の構造上、また、従前と同様の公の施設という性質上、環境に及ぼす影響は軽微であることが想定される。

また、本件事業の起業地内の土地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、起業者は、今後厚木市教育委員会と協議を行い、文化財が発掘された場合は、記録、保存などの適切な措置を講ずることとしている。

なお、起業者が行った調査によると、起業地内には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に規定する国内希少野生動植物種は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、交通事情、既存の公共施設との連携、経費、周辺環境等により申請案のほか周辺の 2 案について検討が行われている。検討のとおり、申請案は、金田地区の住民の主要生活道路である幅員 6.5m の市道 2-48 号線に接し、利便性が高いことに加えて造成費が廉価であり、日照障害についても、建設後の施設が周辺に与える影響が少ないことなどから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条

第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、金田地区の南側においては、住宅地であるにもかかわらず指定緊急避難場所がないことから、市民の安心・安全を確保する上で重大な支障が生じている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

厚木市こども未来部青少年課